

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
~特別警戒期間~

感染対策期

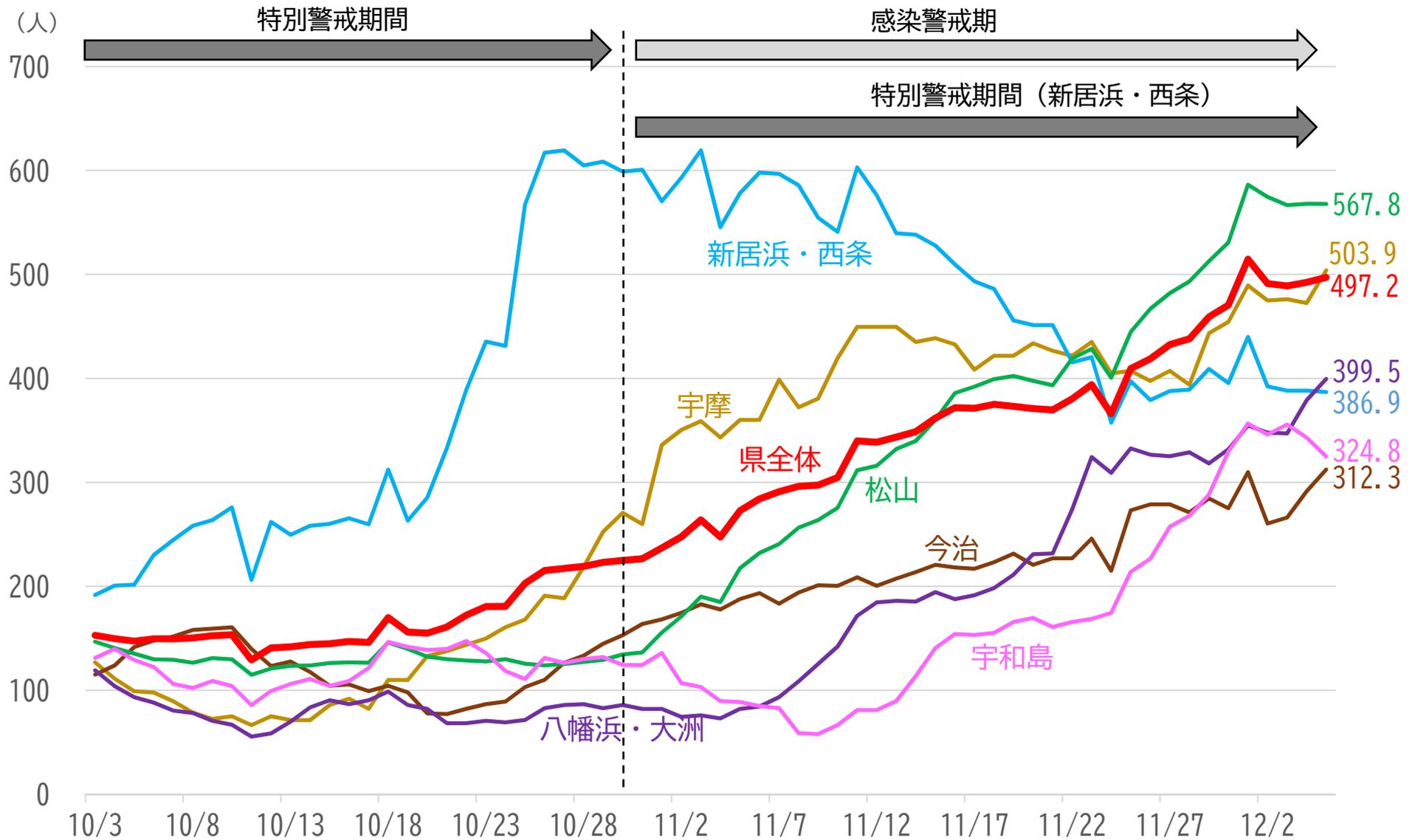
特別警戒期間

令和4年12月5日(月)~

- ◇第8波に備え、医療ひっ迫を防ぐため
医療・検査体制を強化するとともに
県民の皆さんに協力を呼びかけ

二次医療圏域別 陽性者数の推移 (人口10万人あたり1週間累計) 10/3~12/5公表

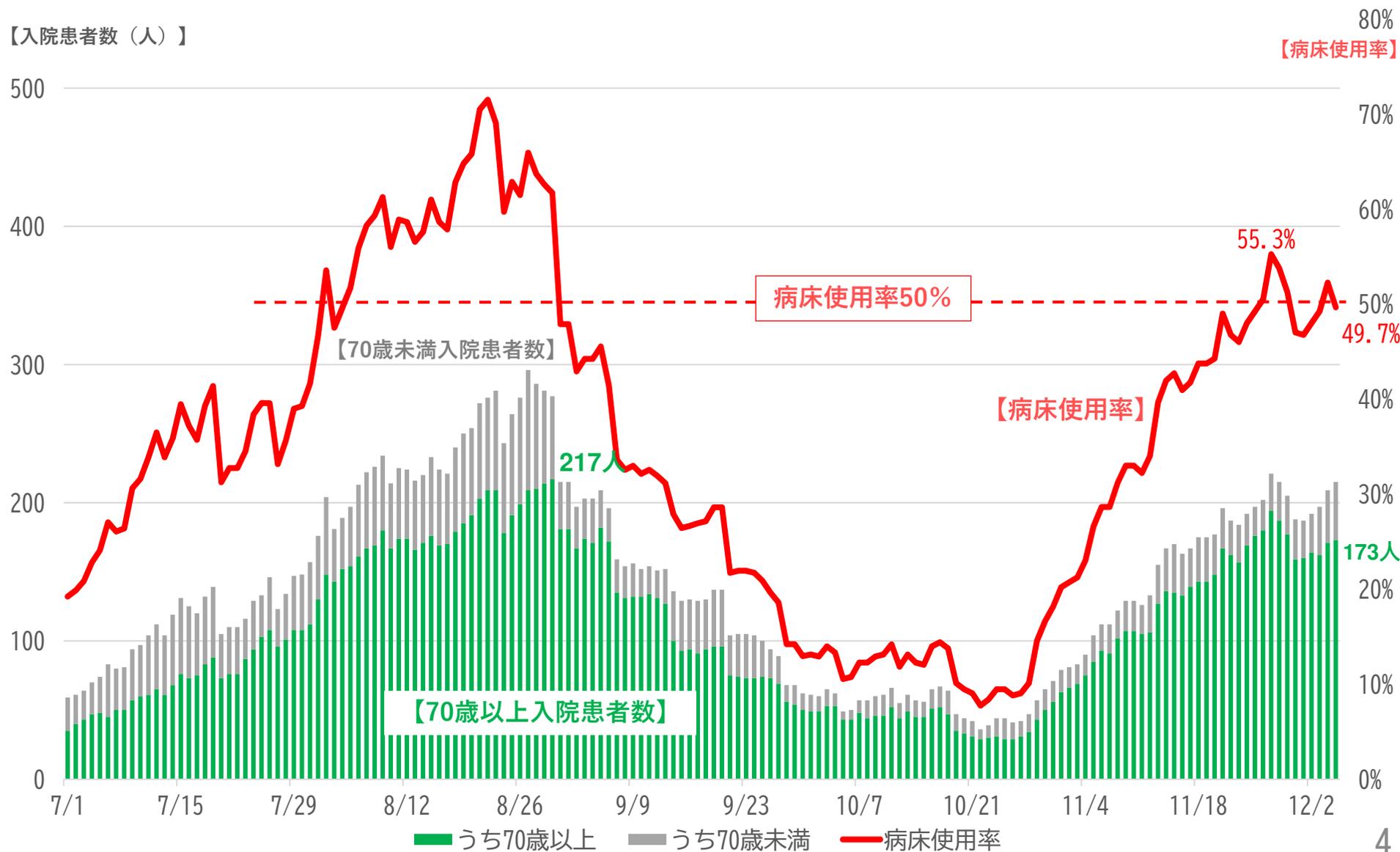
➤ 松山圏域をはじめ県内すべての圏域で増加傾向



病床使用率及び入院患者数の推移

7/1～12/5公表分

- 県全体の病床使用率は、10月下旬以降上昇し、**11月下旬に50%前後の水準に**
- 入院の8割以上を占める70歳以上の入院患者数は、**第7波のピーク時に迫る状況**



医療・検査体制の強化

- 病床フェーズの引き上げ(フェーズ2⇒3)及び
新たな病床の確保
 - 確保病床は、400床から433床に(33床増加)
 - 稼働病床は、315床から433床に(118床増加)
- 年末年始の発熱外来体制の確保
 - 協力医療機関への支援を含め検討
- 施設職員への集中的検査を全市町へ拡大
 - 高齢者施設を優先的に実施(12月上旬から開始)

県民の皆さんへの呼びかけ①

① 感染回避行動 (特措法第24条第9項)

- 暖房使用時も定期的な換気を習慣化
- 普段と異なる症状がある場合、外出、出勤、登校等を控えて
- 体調に異変を感じた場合は自己検査の活用を
- 会食は長時間を避け、感染対策を守って実施
 - 体調確認の徹底。密集せず、換気に注意。
 - 大声は控えて、羽目を外さない。
 - 会食前の無料検査の活用など

県民の皆さんへの呼びかけ②

② ワクチン接種 (協力依頼)

○オミクロン株対応ワクチンの早期接種

- 年代に関わらず、接種可能な方は遅くとも年内に接種を
- ワクチンの効果は時間の経過とともに低下。過去に陽性となった方も、抗体量は徐々に低下するため、接種の時期が来れば早く接種を

県民の皆さんへの呼びかけ③

③ 医療機関の適正受診 (協力依頼)

○高齢者や子どもなど早期に受診が必要な方の
医療アクセス確保のため、重症化リスクが低く
症状が軽い場合は、平日・日中に受診。

自己検査も活用

○毎週金曜日に公表する季節性インフルエンザの
発生状況も参考に

○抗原検査キットや市販薬（解熱鎮痛剤等）、
3日分程度の水・食料の事前準備を

その他の対策と呼びかけ

④ 学校活動

- 感染対策に一層留意するとともに、校外交流や部活動の練習試合等外部との交流については、厳選して実施

⑤ 事業者 (特措法第24条第9項)

- テレワークや時差出勤等の積極的な活用への切り替え
- 多数の陽性者の発生を想定したBCP(業務継続計画)の策定・点検